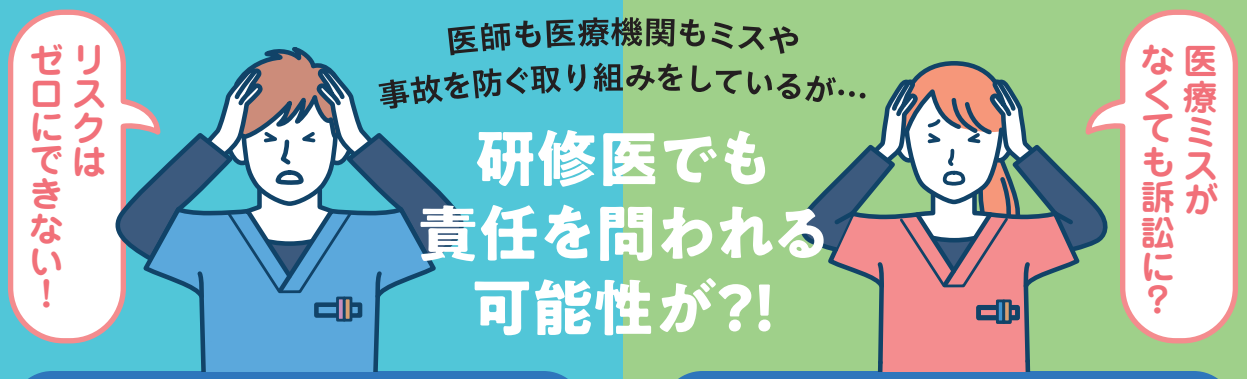

訴訟の矢面に立つ?

弁護士を自分で探さないと

そうならないためには安心して医療活動や勉強に専念できるように

日本医師会の
医師賠償責任保険制度

日本医師会研修医会員（A②C）になれば

医賠責保険は自動付帯

日本医師会年会費は医賠責保険掛金のみ

研修医期間中 15,000円※

※A②C会員には、15,000円の保険料補助を行っているため、
お支払いいただく掛金は15,000円となります。

医師ができるだけ矢面に立つことはありません

紛争を解決できるよう都道府県医師会、日本医師会、保険会社が相手方との交渉、訴訟をサポートします。

その特長は

自分で弁護士を探す必要はありません

弁護士が必要と判断すれば医師会が専門の弁護士に依頼します。

その他万全なサポート体制や幅広い補償範囲も充実しています

専門の調査・審査機関による中立・公正な判断

日医医賠責保険では、中立的な調査・審査機関が事案を一つひとつ調査し、賠償責任の有無や額を判断します。医療・法律の専門家による調査・審査が行われることは、医師の安心につながります。

研修先の医療機関にかかわらず補償

日本国内であれば、どこの研修派遣先医療機関で診療等の医療行為を行う場合であっても補償の対象となります。

日本医師会医師賠償責任保険制度の内容

日本国内で行われた医療行為によって発生した患者の身体障害について、医師が損害賠償を請求されたことによって被る損害に対して保険金が支払われます。また、交渉や訴訟における弁護士費用等も補償されます。

■ 支払い限度額

医師賠償責任保険	支払限度額	1事故につき	1億円	免責金額※ 100万円
		保険期間中	3億円	
産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険	支払限度額	1事故につき	1億円	免責金額 なし
		保険期間中	3億円	

※免責金額について
損害賠償金が100万円を超える場合に、その超える部分について保険金が支払われます。弁護士費用等の争訟費用は免責の適用はありません。
なお、100万円を補償する保険については都道府県医師会で加入することができます。詳しくは都道府県医師会にご相談ください。

■ 日本医師会年会費

卒後5年目まで（30歳以下） 臨床研修期間中（A②C）その後（A②B）	15,000円
卒後6年目以降で30歳以下（A②B）	39,000円
卒後6年目以降で31歳以上（A②B）	64,000円

※日医B会員、C会員（いずれも卒後5年目まで年会費無料）は日医医賠責保険制度の補償は受けられません。

日本医師会への入会方法について

入会手続きは、お手持ちのスマートフォンやパソコン等から、「医師会会員情報システム（MAMIS：マミス）」を通じて、簡単に行うことができます。

STEP1 MAMISにアクセス

MAMIS Medical Association Member Information System

MAMIS内にマイページを作成

MAMIS HP

入会先の郡市区等医師会を検索
勤務先の住所で検索

医師会検索HP

※原則、勤務先（または住居先）を所管する郡市区等医師会を通じて入会手続きを行います。ご不明な点がございましたら、当該医師会までお問い合わせください。

STEP2 MAMISから入会申請

手続きはWebで簡単!

マイページから、STEP1で確認した郡市区等医師会に入会申請

お問い合わせ先
日本医師会会員情報システム運営事務局
0120-110-030（平日10:00～18:00） inquiry@mamis.med.or.jp

日本医師会医師賠償責任保険制度について詳しい資料等のお問い合わせは

兵庫県医師会 TEL 078-231-4114（担当 医療安全係）
E-mail: iryouanzen@hyogo.med.or.jp